

古平町総合指針について

～ 策定の背景と指針のポイントをお知らせします ～

2021年（令和3年）3月

古平町

古平町総合指針策定の背景

これまで定めてきた総合計画に替えて、今後のまちづくりの基本的な方向性を示す「古平町総合指針」を策定しましたので、主な背景について次の項目に沿ってお知らせします。

① 市町村の総合計画について

② 地方分権改革に伴う義務付けの廃止

③ 従来型の総合計画の課題

④ 時代背景の変化

① 市町村の総合計画について

- 1969年（昭和44年）に公布・施行された「地方自治法の一部を改正する法律」により、市町村は、議会の議決を経て、総合計画の基本部分である基本構想を定めることとされました。
- 以降、多くの市町村において総合計画が策定され、当該市町村の最上位の計画に位置づけられてきました。
- 本町も、昭和46年度にスタートした第1次計画以降、10年毎の見直しを重ねながら、総合計画に沿って様々な取組を進めてきました（下表参照）。

名称	計画期間	総合計画に掲げたテーマ
第1次総合計画	昭和46～昭和55年度	青い海、緑の山、天と地の自然に生きる人間性豊かな誇り得る郷土の建設
第2次総合計画	昭和56～平成2年度	青い海・緑の山・大自然に生きる活力ある人間性豊かな誇れる郷土
第3次総合計画	平成3～平成12年度	美しい海と緑が調和する潤いのある町づくり
第4次総合計画	平成13～平成22年度	みんながいきいき、ほのぼのと、生きがいのある人生をすごすまち
第5次総合計画	平成23～令和2年度	協働で創る住みよいやすらぎの郷、ふるびら

② 地方分権改革に伴う義務付けの廃止

- **国の地方分権改革**の下、2011年（平成23年）8月に
「地方自治法の一部を改正する法律」が施行されました。

- この法律の施行により、

市町村の総合計画の策定義務と

議会における議決要件が廃止されました。



※直近の古平町第5次総合計画（計画期間H23～R2）は、平成23年3月に策定されました。

③ 従来型の総合計画の課題

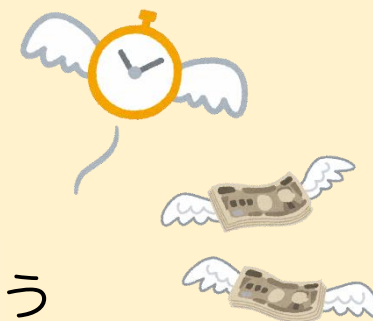
■従来型の総合計画の策定には、

多くの時間や費用、労力を要してきました。

策定作業は複数年度にまたがるものとなり、

総合計画を策定すること自体が目的化してしまう

という懸念もありました。



■近年は**人口減少・少子高齢化に伴う**

税収の減少や社会保障費の増加の影響により

総合計画に関連付けしたすべての事業を

予定どおりに進めていくことが難しくなっています。

④ 時代背景の変化

■近年は、急速に進む人口減少や少子高齢化などにより

社会経済情勢が目まぐるしく変化しています。

また、新型コロナウイルス感染症のリスクに対応するため、
今後、社会の様々な仕組みが変わっていくことも予測されます。



■社会の変化のスピードが増す中で、**従来型の総合計画**の実効性を確保するためには、**頻繁な見直しが必要**となることも想定されます。

■一方、近年は効率的な行政運営のため、**各分野における個別計画**の策定が進んでいます。本町にも50以上の個別計画があり、これらの計画に基づき各種の事業を進めてきています。

古平町総合指針のポイント

「古平町総合指針」のポイントについて、次の項目に沿ってお知らせします。

⑤ まちづくりの基本的な方向性を示すもの

⑥ 2040年を見据えて課題と取組方向を整理

⑦ 時代の潮流と課題を踏まえた総合指針

⑤ まちづくりの基本的な方向性を示すもの

- 町の具体的な取組は各分野の個別計画に基づいて進めてきていますが、**町民の皆さんと今後のまちづくりの課題と基本的な取組の方向性を共有**するために「古平町総合指針」を策定しました。
- 令和2年3月策定の「第2期古平町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、将来にわたって持続可能なまちづくりを目指して、人口減少問題への対応に係る様々な施策を分野横断的に示しました。

第2期総合戦略

人口減少対策に係る
分野横断的な計画

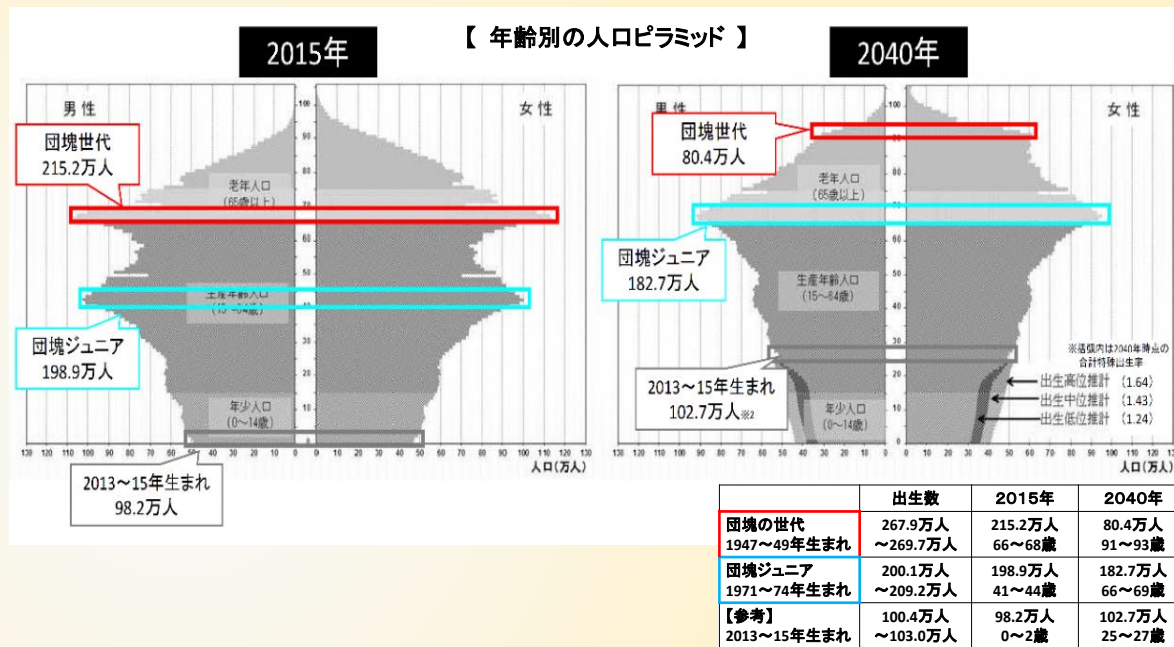
古平町総合指針

まちづくり全般の基本方針

- 古平町総合指針は、さらに大きな視点から、まちづくり全般の基本的な方向性を示すものです。

⑥ 2040年を見据えて課題と取組方向を整理

■我が国の社会経済の構造は、**2040年頃にかけて変容**していくと予測されています。生産年齢人口（15～64歳）の減少は加速し、生活を支える様々なサービスの提供が制約される一方で、高齢者人口（65歳以上）はピークを迎えます。



■地域を取り巻く環境が大きく変化していく中で、まちを守り続けていくためには、経済成長や人口増加が前提だった**過去からの延長線ではなく、長期的な視点で将来の変化や危機を想定**して取組を進める必要があります。古平町総合指針では、2040年を見据えて、まちづくりの課題と取組方向を整理しています。

⑦ 時代の潮流と課題を踏まえた総合指針

社会経済情勢の変化
(全国的に生じている課題)

社会経済情勢の変化を踏まえた
古平町の主な課題

～ 総合指針のイメージ～

社会経済情勢の変化を踏まえつつ
町の主な課題の解決に向けて、
まちづくりのテーマの下で
5つの基本方針を設定しています。

基本方針1

安心・快適に暮らせるまち

基本方針2

いきいき健やかに暮らせるまち

～ 総合指針がめざすまちづくりのテーマ～

古からの息吹と

平穏な暮らしを守る

基本方針5

変化に負けない足腰の強いまち

基本方針3

人を育み人を活かすまち

基本方針4

産業で活気あふれるまち

⑦-1 社会経済情勢の変化（全国的に生じている課題）

●人口減少と少子高齢化の進行

（2025年には団塊世代が75歳以上、2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上）

●インフラや公共施設の老朽化

（維持管理費用を負担する住民、整備作業を担う人材の減少）

●安全・安心に関する意識の高まり

（東日本大震災の教訓、近年の大規模自然災害の頻発化・激甚化）

●地球環境への配慮

（大型台風や豪雨、海水温上昇等の要因と考えられる地球温暖化への対応）

●感染症のリスクに適応した社会システムへの転換

（感染拡大防止と経済活動回復の両立）

●デジタル化の推進

（深刻化する人手不足への対応策、感染リスクに対応した行動が社会のデジタル化を後押し）



⑦-2 社会経済情勢の変化を踏まえた古平町の主な課題

■インフラ整備等に関する課題

(コンパクトなまちへの転換、インフラ施設の計画的な維持、大規模災害を想定した機能強化 など)



■医療、福祉等に関する課題

(町民の健康寿命の延伸、医療・介護・福祉サービスの維持、地域で支え合う仕組みづくり など)



■子育て、教育、人材育成に関する課題

(地域ぐるみで子どもを育む仕組みづくり、生涯学習の促進、地域社会の担い手となる人材の確保 など)

■産業振興に関する課題

(町内の産業間の連携強化、各分野の産業の下支え、食の魅力を核とした観光消費の取り込み など)

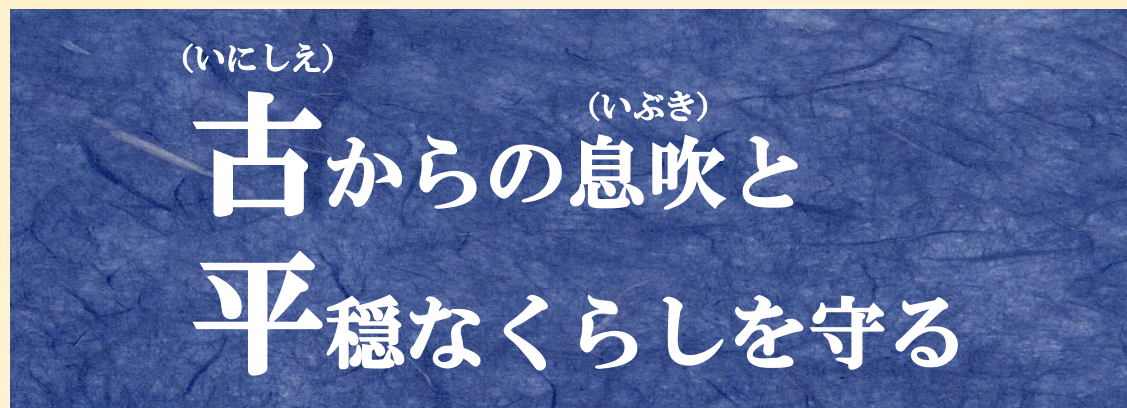


■社会の変化に対応するための課題

(低炭素社会への適応、社会のデジタル化への対応、コミュニティ意識の醸成、近隣市町村との連携 など)



⑦-3 総合指針がめざすまちづくりのテーマ



急速に進む人口減少・少子高齢化、激甚化・頻発化する大規模自然災害、さらに感染症のリスクに適応した新たな日常の構築など、我が国は、社会経済構造の転換期を迎えています。

社会の仕組みが大きく変わろうとする今こそ、次世代への責任の視点に立ってふるさと「古平町」をつないでいく姿勢が求められます。

そのためには、鯉で拓かれた古（いにしえ）から連綿とつづく漁業をはじめとした産業、まちに集う人々の活気、そして何より町民の平穏なくらしをしっかりと守り続けていかなければなりません。

地域を取り巻く環境が大きく変わっていく中で、まちの活力を維持し、安定した住民サービスを提供し続けるためには、

人口増加、経済成長を前提とした過去からの延長線ではなく、将来の変化や危機を想定しながら、足腰の強いまちづくりを進めていく必要があります。

⑦ー4 2040年を見据えたまちづくり5つの基本方針

- 全国的に生じている課題と、古平町の主な課題を踏まえて、5つの基本方針に沿って**長期的な視点でまちづくり**を進めていきます。

基本方針1 安心・快適に暮らせるまち

日常生活に必要なサービスの維持、災害に強いまちづくり など

基本方針2 いきいき健やかに暮らせるまち

医療・介護・福祉サービスの維持、まちなかの賑わい再生 など

基本方針3 人を育み人を活かすまち

地域で子どもを育む仕組みづくり、不足する人材の確保・育成 など

基本方針4 産業で活気あふれるまち

担い手不足等に対応した作業の効率化や生産性の向上、産業間の連携促進 など

基本方針5 変化に負けない足腰の強いまち

変化や危機を想定した行財政運営、将来の住民負担の軽減、広域連携の推進 など

